



バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編・車両等編) 改訂概要について

平成25年9月25日

国土交通省総合政策局

安心生活政策課交通バリアフリー政策室

国土交通省公共交通関係ガイドラインのURL:

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

本日まで説明する内容

I. バリアフリー法に基づくバリアフリー施策の推進

II. バリアフリー整備ガイドライン改訂の概要

1. 改訂の経緯

2. 改訂の要点【旅客施設編・車両編共通】

3. 改訂の要点【旅客施設編】

4. 改訂の要点【車両編】

Ⅰ. バリアフリー法に基づく バリアフリー施策の推進

1-1 バリアフリー法に基づくバリアフリー施策の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

【基本方針（概要）】 ※平成23年3月改正

1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



○移動等円滑化の意義及び目標

- ・旅客施設、車両、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定
- 旅客施設：3000人以上／日の施設について原則100% (従前：5000人以上)

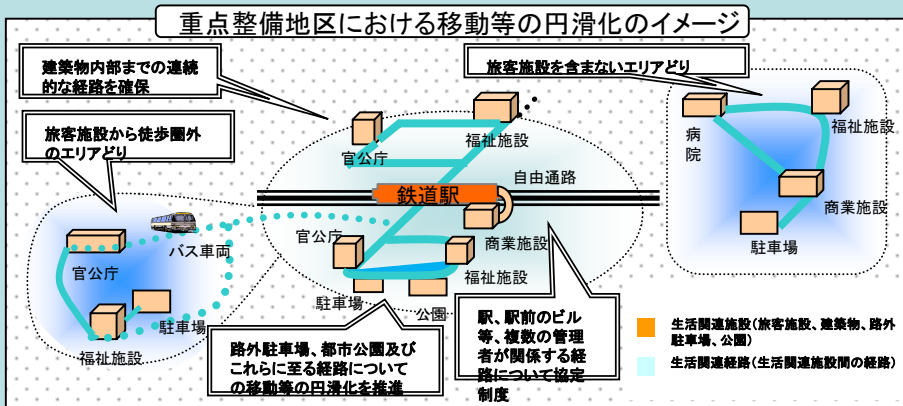
○施設設置管理者が講ずべき措置

- ・利用者のニーズに応じた適切な情報の提供
- ・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性

2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想の指針

- ・市町村が重点整備地区を定め各種事業を重点的かつ一体的に推進することの意義
- ・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用
- ・段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」の推進

○その他移動等円滑化の促進

- ・国の責務として、スパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



1-2 バリアフリー法に基づく基本方針

【バリアフリー化整備目標】

		現状 ^{※2} (H24年3月末)	H22年までの目標	H32年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	81%	※1 原則100%	○ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	47路線 519駅	目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進	
	鉄軌道車両	53%	約50%	約70%	
バス	バスターミナル	80%	※1 原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合バス車両	ノンステップバス	39%	約30%	約70% (対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	3%	目標なし	約25% (リフト付きバス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
船舶	旅客船ターミナル	87%	※1 原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船	21%	約50%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル	90%	※1 原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	86%	約65%	約90%	
タクシー	福祉タクシー車両	13,099台	約18,000台	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を	77% ^{※3}	原則100%	原則100%	
都市公園	構内歩道・遊歩道	47% ^{※3}	約45%	約60%	
	駐車場	39% ^{※3}	約35%	約60%	
	便所	32% ^{※3}	約30%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	45%	約40%	約70%	
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の総ストック	50%	約50%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	96%	原則100%	原則100%	

※1 H22年までの目標については1日平均利用客数5000人以上のものが対象

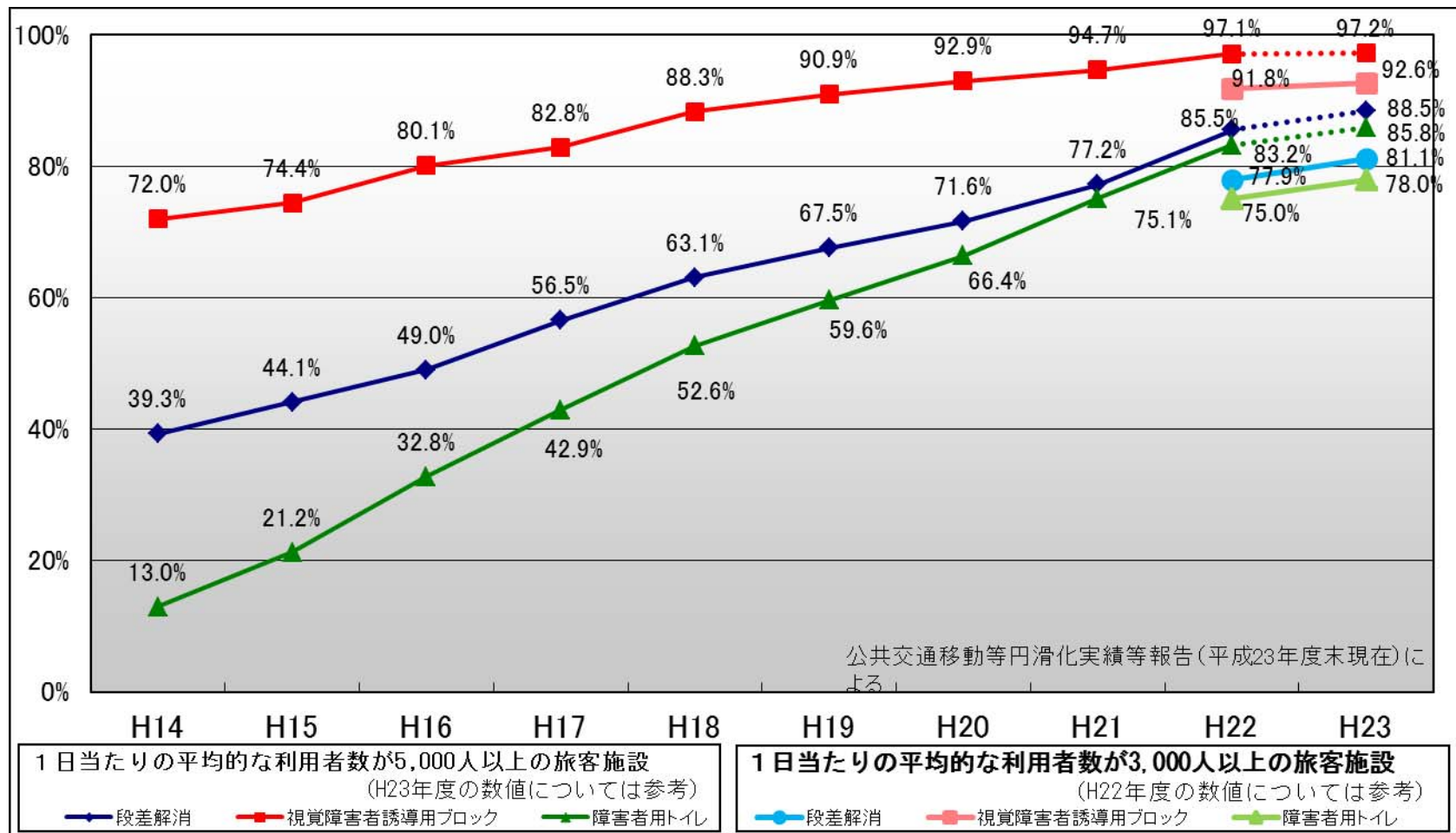
※2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日平均利用客数3000人以上のものが対象。

※3 H22年3月末時点の数値。

1-3 旅客施設のバリアフリー化の推移

●整備目標の達成状況

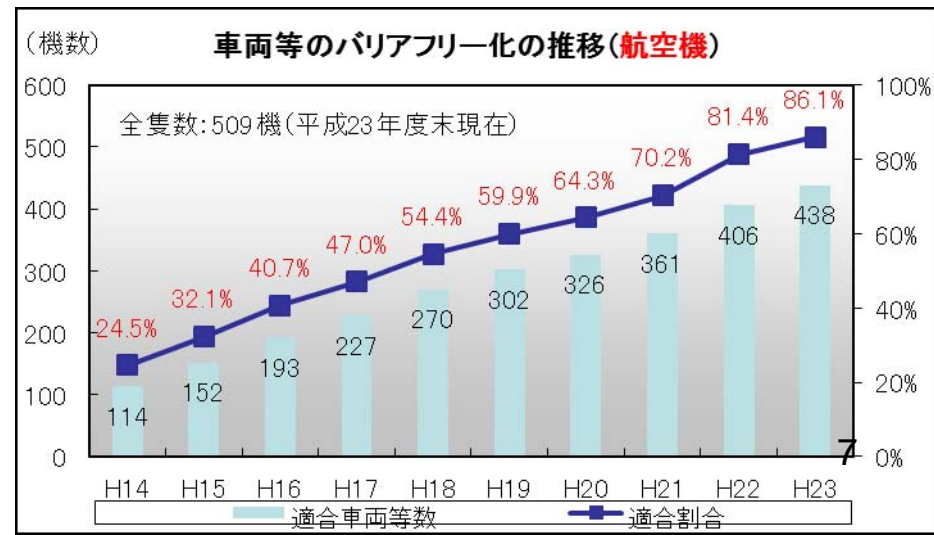
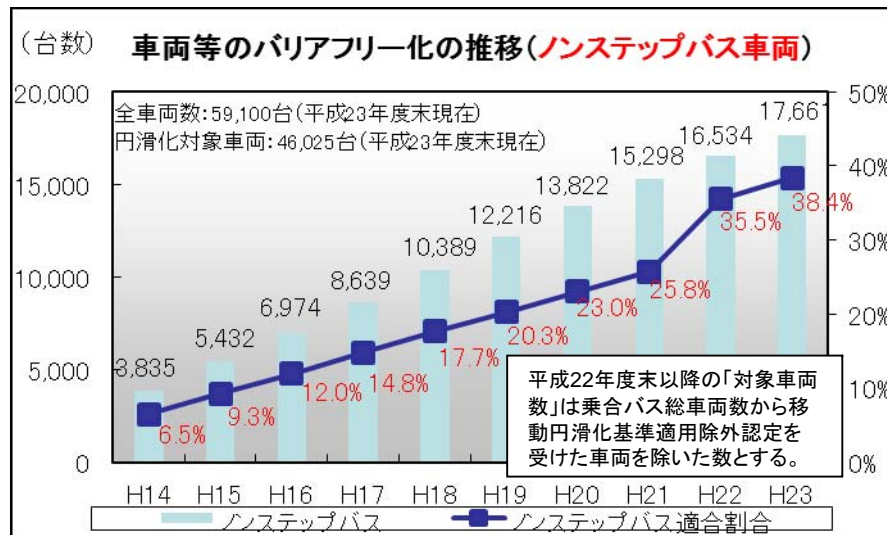
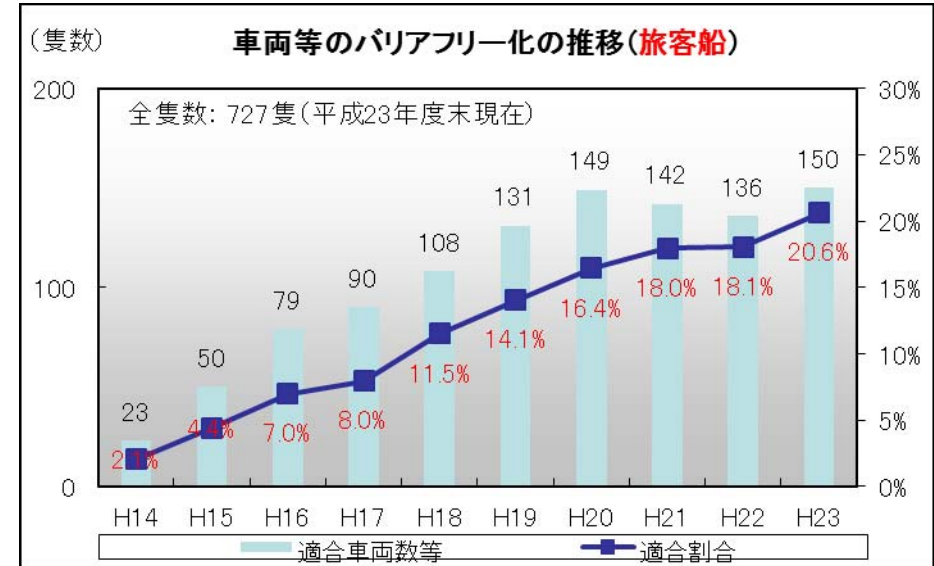
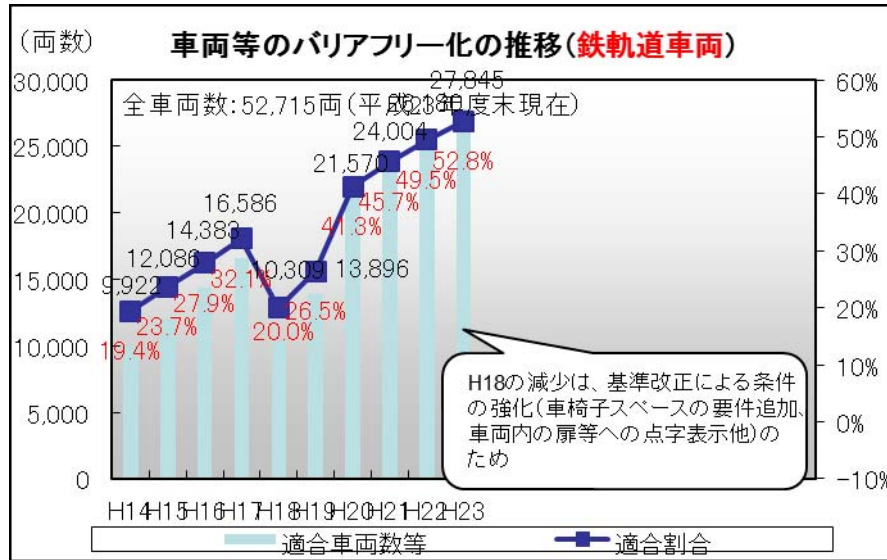
○一日あたり平均利用者数5000人以上の旅客施設については、改正前の基本方針の目標に基づきバリアフリー化が着実に推進されてきたところ。平成23年の基本方針改正により、「一日あたり平均利用者数3000人以上の旅客施設について平成32年度末までに原則100%」という新たな目標が設定され、平成23年度も着実な進捗がみられているところ。



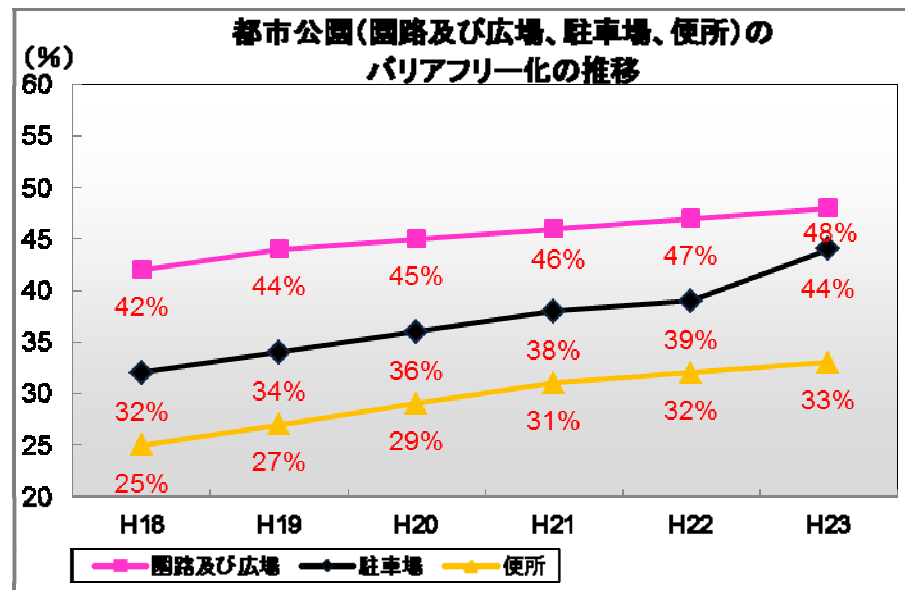
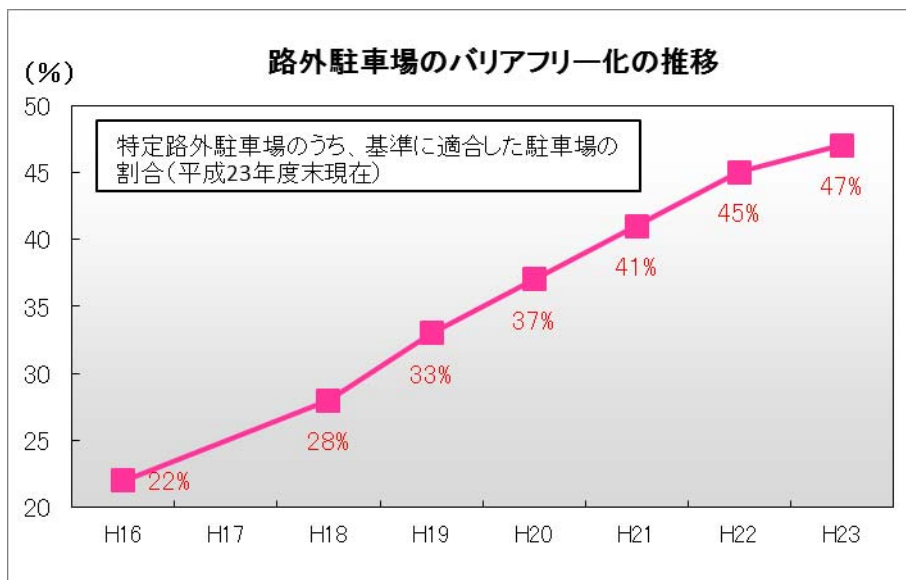
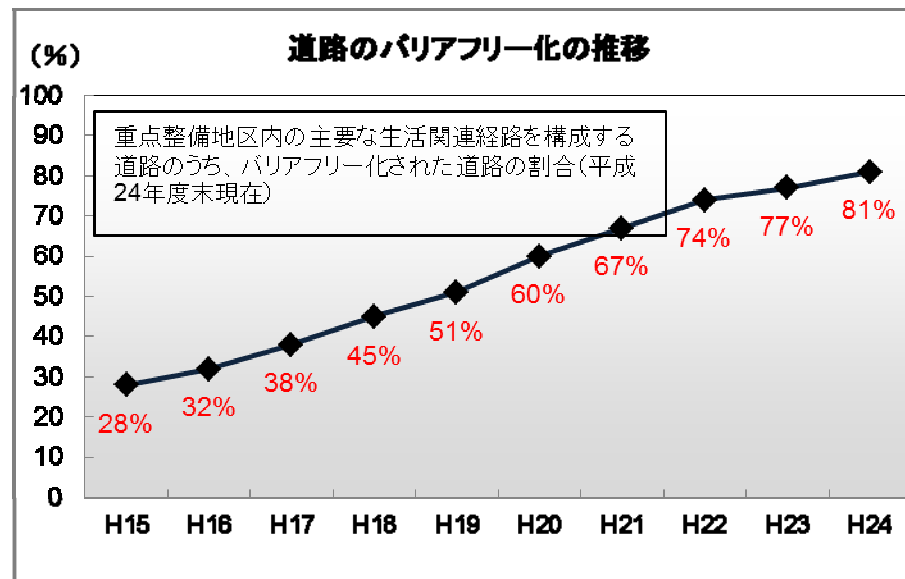
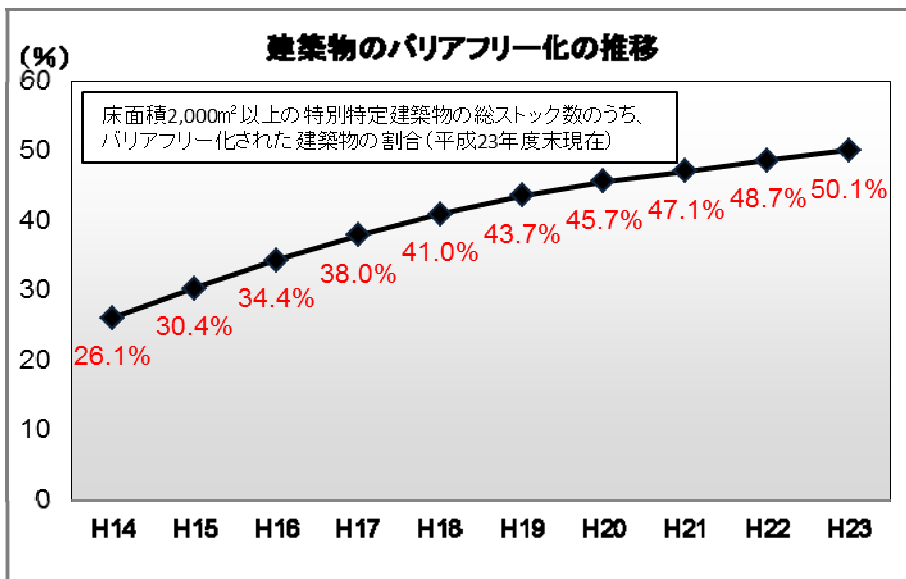
1-4 車両等のバリアフリー化の推移

○改正前の基本方針に定める目標に照らし、概ね順調にバリアフリー化が進捗してきていたところ。平成23年の基本方針改正により新たに設定された目標の達成に向けて、平成23年度も着実な進捗がみられているところ。

公共交通移動等円滑化実績等報告(平成23年度末現在)による



1-5 建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推移



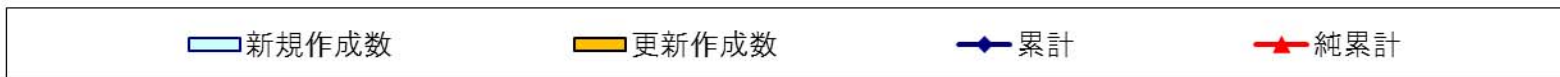
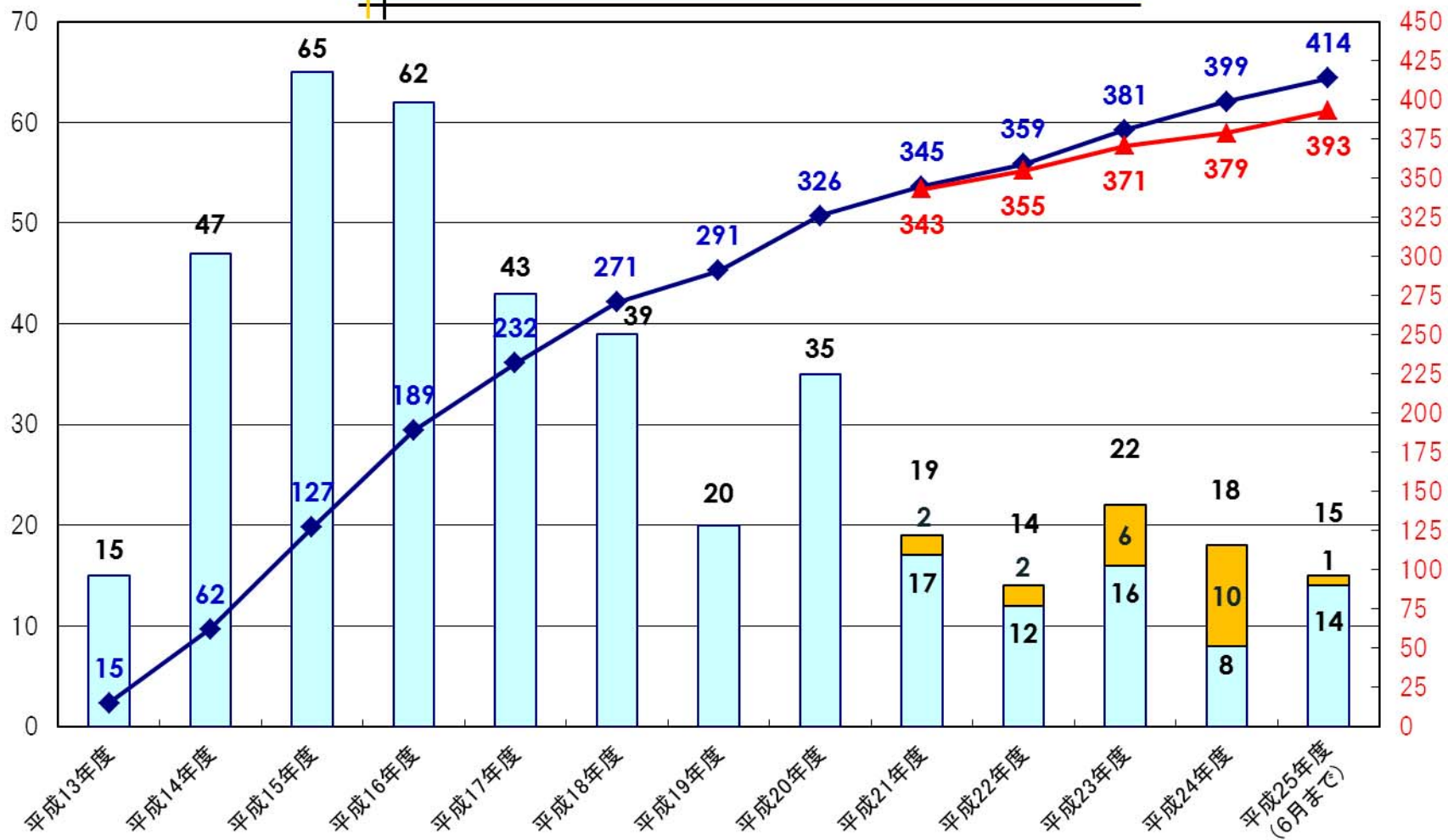
1-6 バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

作成状況
(四半期推移)

バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

(平成25年6月30日までに受理したもの) 計279市町村(414基本構想)

作成件数
(累計)



II. バリアフリー整備ガイドライン 改訂の概要

1. 改訂の経緯

(公共交通移動等円滑化基準)

公共交通事業者等が旅客施設や車両等を整備する際において法に基づく義務基準として遵守しなければならない内容を示したものの

【バリアフリー整備ガイドライン】

義務ではない望ましい整備内容も含め整備のあり方を目安として具体的に示したものの

(前回改訂:平成19年7月)

1. 改訂の経緯

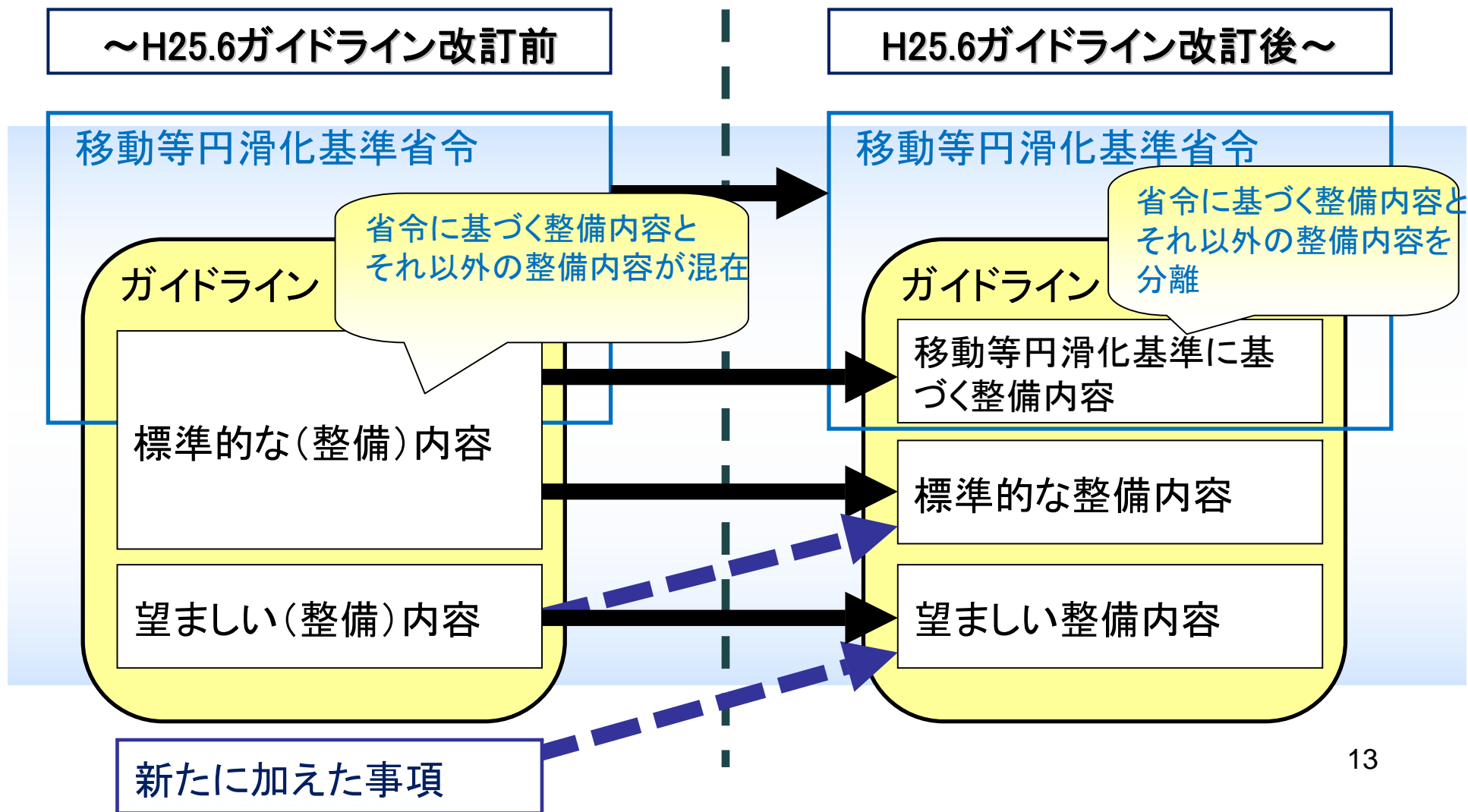
前回改訂から5年が経過し新たに課題として把握されたもの、調査研究等を経て概ね対応の方向性が見えたもの、多様化する旅客ニーズの変化等を踏まえ、バリアフリー法のスパイラルアップを具体化するため、学識経験者、高齢者・障害者等の交通利用当事者、公共交通事業者等から構成される検討委員会を設置し、幅広く検討。

<u>平成24年1月</u>	<u>第1回本委員会（委員長・秋山哲男北星学園大学客員教授）</u>
<u>平成24年2月</u>	<u>第1回旅客施設小委員会（委員長・秋山哲男北星学園大学客員教授）</u>
	<u>第1回車両等小委員会（委員長・鎌田実東京大学教授）</u>
<u>平成24年5月</u>	<u>第2回旅客施設小委員会</u>
	<u>第2回車両等小委員会</u>
<u>平成24年8月</u>	<u>第3回旅客施設小委員会</u>
	<u>第3回車両等小委員会</u>
<u>平成24年9月</u>	<u>第2回本委員会</u>
<u>平成25年2月</u>	<u>パブリックコメント（2月15日～3月14日）</u>
<u>平成25年6月</u>	<u>策定・公表</u>

※上記のほか、適宜WG等を開催し、個別の論点について議論を重ねる

2. 改訂の要点【施設編・車両等編共通】

(1) 整備内容区分の変更



2. 改訂の要点【施設編・車両等編共通】

(2)「移動等円滑化整備の基本的考え方」、「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」の追記

移動等円滑化整備の基本的考え方

○移動等円滑化の目的

高齢者、障害者等移動に困難を伴う多様な人々に対する移動可能な環境を整備し生活に必要な移動等を達成できるようにすること

○移動可能な環境整備

- ・バリアのないルート of 確保
- ・わかりやすいルート of 確保
- ・安全で使いやすい施設・設備

○一体的・統合的な整備方針

- ・多様な利用者を統合的にとらえる
- ・施設・車両等を一体的にとらえる
- ・旅客施設と周辺地域を一体的にとらえる

2. 改訂の要点【施設編・車両等編共通】

(2)「移動等円滑化整備の基本的考え方」、「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」の追記

ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供の具体的な考え方

○移動経路確保の考え方

- ・ 自立的な移動環境の確保
- ・ 大規模施設での対応
- ・ わかりやすさ
- ・ 施設設置管理者間の連携

○旅客施設と車両等における施設・設備配置の考え方

- ・ トイレ（アクセスしやすさ、多機能トイレの機能の分散、複数個所配置）
- ・ 休憩施設（高齢者、ベビーカー使用者の増加等、利用者層の将来的変化を踏まえた配置計画）

○情報提供の考え方

- ・ 分かりやすい空間整備
- ・ 情報提供手段の役割分担
- ・ 表示の方法
- ・ 接近退出双方向の情報提供
- ・ 異常時の情報提供
- ・ 音案内

○人的支援の必要性と国・地方公共団体・事業者・利用者との相互の協力体制

3. 改訂の要点

【旅客施設編】

3. 改訂の要点【旅客施設編】

(1) 複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保の改訂

離れた位置に主要出入口が複数存在する場合に、その全ての主要出入口において移動等円滑化された経路を確保することを標準的な整備内容に改訂。

第2部 旅客施設共通ガイドライン

1. 移動経路に関するガイドライン

① 移動等円滑化された経路

(2) バリアフリーの連続性確保の改訂

公共用通路との出入口、他の事業者・他の公共交通機関への乗り換えルートにおける移動等円滑化経路の連続性の確保及び、その案内の共通化・連続化を図ることを標準的な整備内容に改訂。

① 移動等円滑化された経路

② 公共用通路との出入口：段の解消

(3) 大型エレベーターの整備区分の改訂

15人乗り程度を標準的な整備内容とするとともに、利用実態等に
応じて20人乗り以上のエレベーターの導入を望ましい整備内容に追加。

⑦ 昇降機（エレベーター）：かごの大きさ

3. 改訂の要点【旅客施設編】

(4) 視覚障害者誘導用ブロック敷設方法に関する改訂

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、可動式ホーム柵及び固定式ホーム柵開口部、階段の踊り場、傾斜路等における視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する記載を標準的な整備内容に追加。

第2部 旅客施設共通ガイドライン

2. 誘導案内設備に関するガイドライン

- ②視覚障害者誘導案内用設備：点状ブロックの敷設位置
 - // : 階段
 - // : 傾斜路

第3部 個別の旅客施設に関するガイドライン

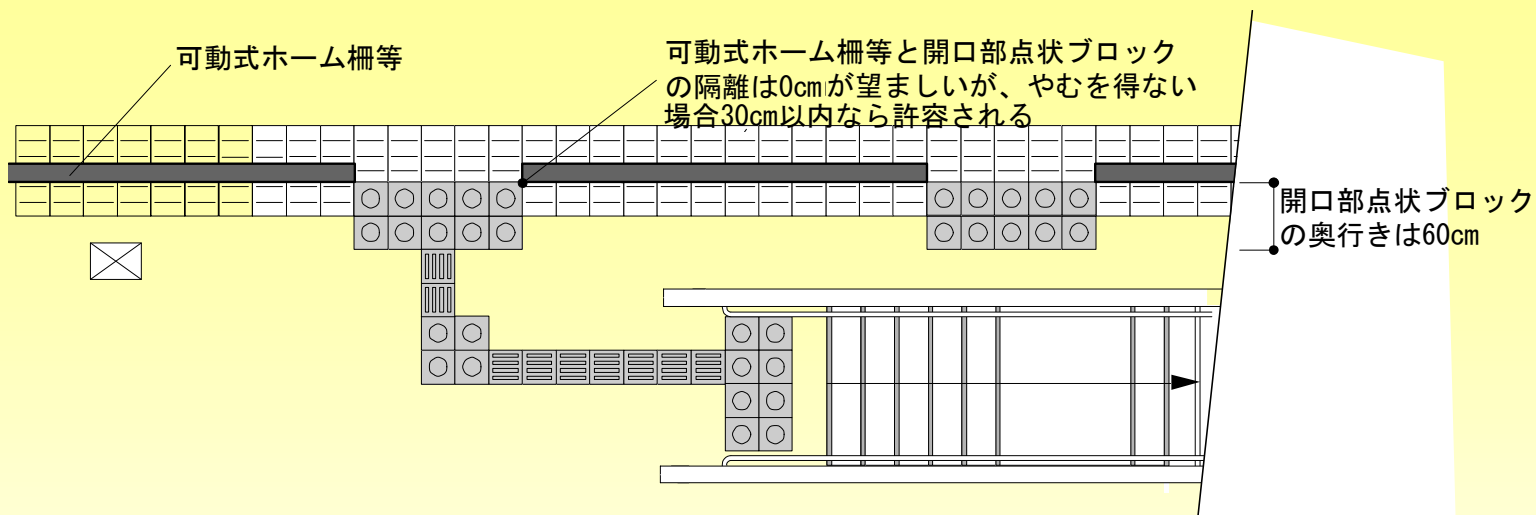
1. 鉄軌道駅

- ②鉄軌道駅のプラットホーム：転落防止措置
 - (ホームドア・可動式ホーム柵)
 - (固定式ホーム柵)

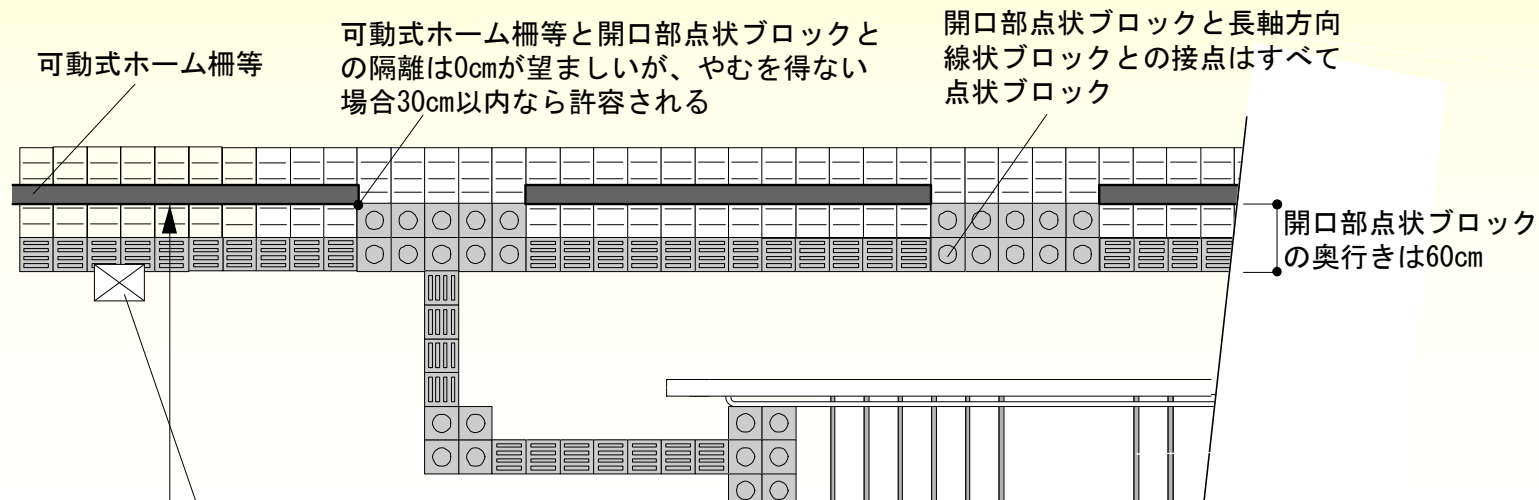
参考事例((4)視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実)

第2部 旅客施設共通 2. 誘導案内設備に関するガイドライン ②視覚障害者誘導案内用設備

■可動式ホーム柵・ホームドアがある場合の開口部のブロック敷設例



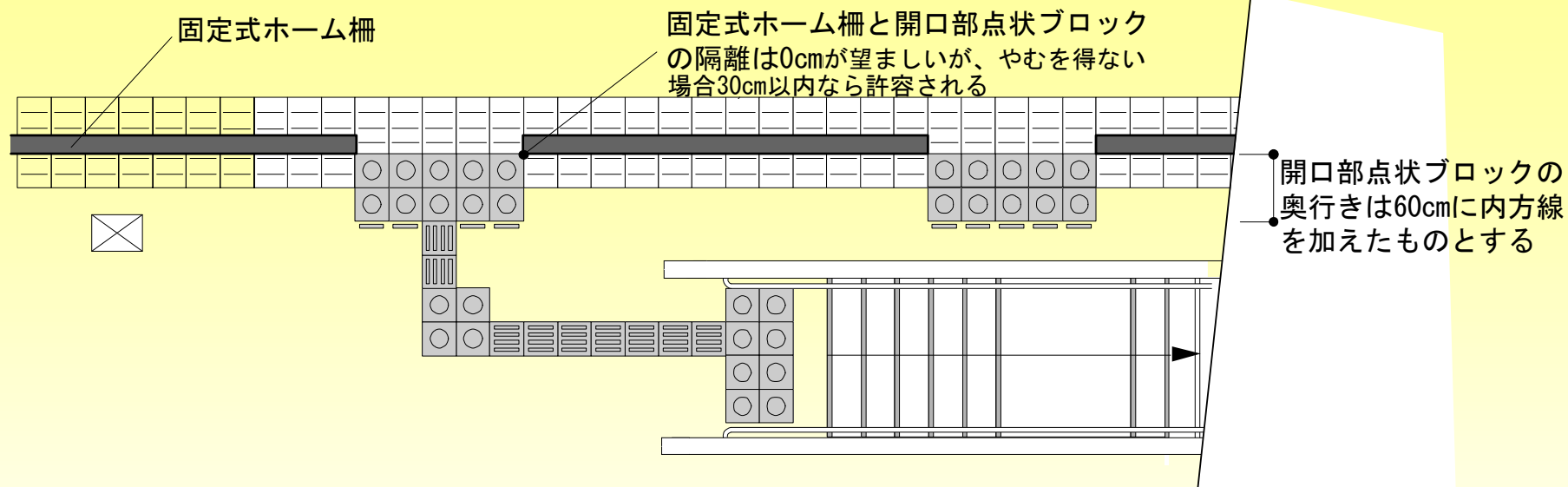
視覚障害者の利便性を考慮し、幅員が確保され構造上支障がない場合には、長軸方向線状ブロックを敷設することが有効である



参考事例((4)視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実)

第3部 個別の旅客施設に関するガイドライン 1. 鉄軌道駅 ②鉄軌道駅のプラットフォーム

■固定式ホーム柵の場合の開口部の敷設例




参考事例((4)視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実)

第2部 旅客施設共通 2. 誘導案内設備に関するガイドライン ②視覚障害者誘導案内用設備

<階段>

■踊り場における点状ブロック敷設の一例

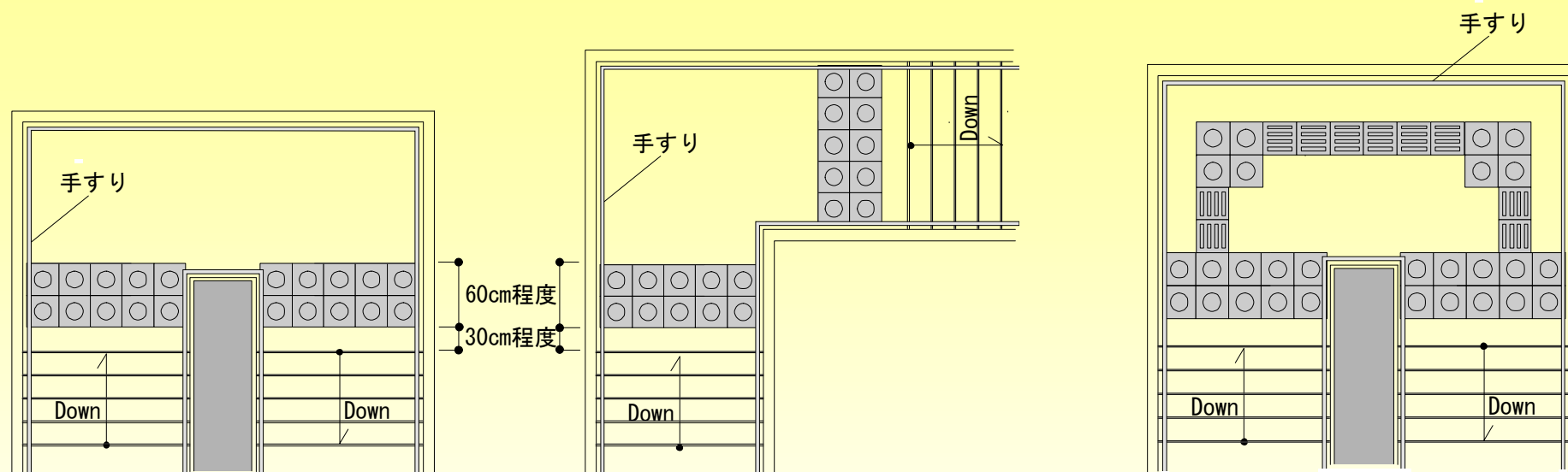
 階段a

参考事例((4)視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実)

第2部 旅客施設共通 2. 誘導案内設備に関するガイドライン ②視覚障害者誘導案内用設備

<階段>

■階段の方向が90度・180度変わる踊り場における点状ブロックの敷設方法例



踊り場の空間がある程度広く、当該踊り場において合流、分岐がある場合には、線状ブロックも敷設した方が利便性が高まる。

3. 改訂の要点【旅客施設編】

(5) 音声・音響案内に関する改訂

音案内の必要性についての基本的な考え方、音案内を整備する上での留意事項と着眼点に関する記載を追加。

第2部 旅客施設共通ガイドライン
2. 誘導案内設備に関するガイドライン
②視覚障害者誘導案内設備

■ 音声・音響案内

- ◎車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を音声により提供するための設備を設けなければならない。
- 音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な移動経路に向けて流す。また、スピーカーから流す案内の音量は、その移動経路の適切な地点から確認して、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい大きさとする。

※「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」は2013年度にJIS化される予定。

3. 改訂の要点【旅客施設編】

(6) トイレに関する改訂

複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合に、利用実態等に応じて**バリアフリー経路の方面ごとに多機能トイレを整備**する旨の記載を標準的な整備内容に改訂。

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、**多機能トイレの利用の集中に対して分散化を図る観点から、多機能トイレの他に、乳幼児連れ、車いす使用者、オストメイト等に配慮した簡易多機能便房や簡易型機能を備えた一般便房の整備**についての記載を望ましい整備内容に追加（この内、簡易型多機能便の設置については標準的な整備内容に改訂）。

第2部 旅客施設共通ガイドライン
3. 施設・設備に関するガイドライン
① トイレ

参考事例((6)トイレに関する記載の充実)

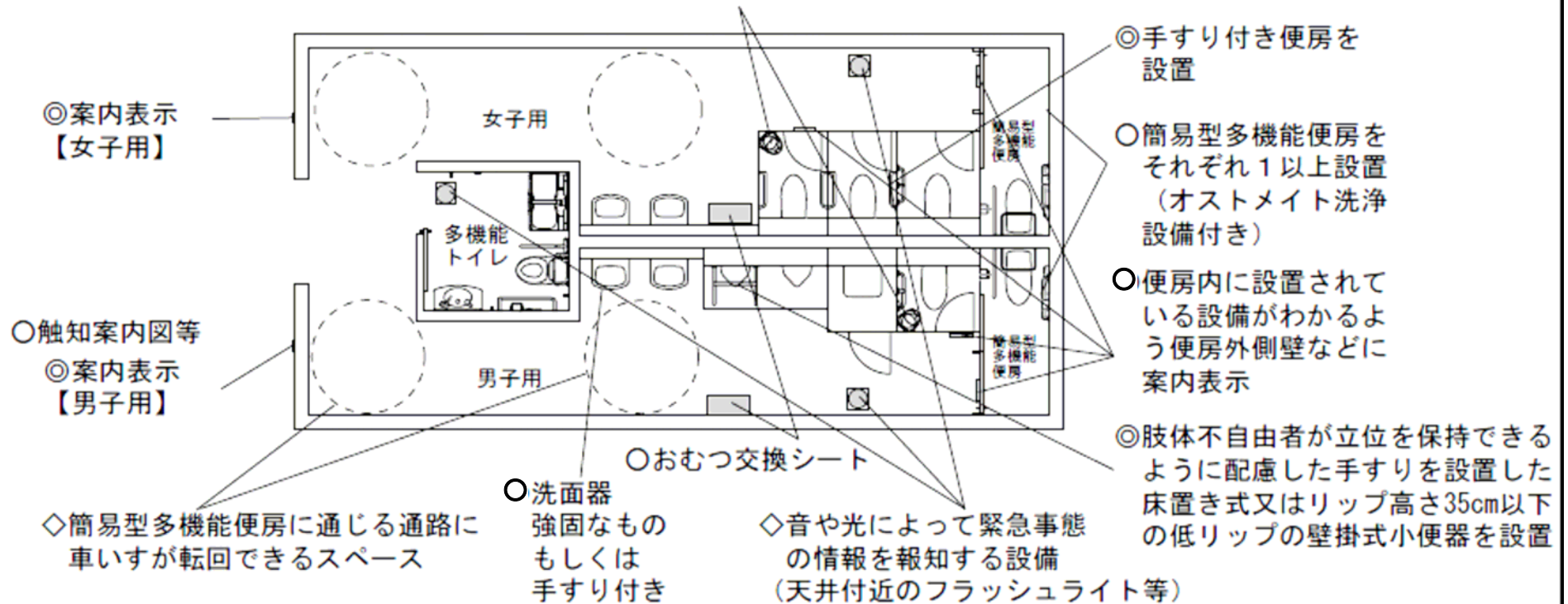
第2部 旅客施設共通 3. 施設・設備に関するガイドライン ①トイレ

トイレの配置例 (参考2-3-1)

多機能トイレの利用の集中に対して分散化を図る観点から、多機能トイレの他に、乳幼児連れ、車いす使用者、オストメイト等に配慮した簡易多機能便房や簡易型機能を備えた一般便房を整備した配置例

■多機能トイレを1箇所及び簡易型多機能便房を男女別に配置した例

○ベビーチェア



◇ベビーチェアやオストメイト設備などの簡易型機能を備えた一般便房を設置することが望ましい

4. 改訂の要点 【車両等編】

4. 改訂の要点【車両等編】

(1) 各章の前書きに関する改訂

改訂前のガイドラインでは第2章バスと第3章タクシーにのみ記載のあった前書きの文章を、各章に置き、前書き部分において各章における近年の動向や改訂のポイント等を簡潔に記載。

(2) 鉄道：乗降口扉位置に関する改訂

ホーム転落防止等に効果的なホームドア設置促進のため、車両側において乗降口扉位置を統一することが望ましい旨を望ましい整備内容に追加。

第4部 個別の車両等に関するガイドライン

第1章 鉄軌道

1. 通勤型（短距離）鉄道・地下鉄 ①乗降口（車外）
2. 都市間鉄道 ①乗降口（車外）

(3) 鉄道：ホームと車両床面との段差低減事例の掲載

プラットホームと車両の乗降口との段差縮小について、施設側でのホームかさ上げの対応だけでなく、車両側の床面を下げることで段差縮小を図った事例を掲載。

1. 通勤型（短距離）鉄道・地下鉄 ①乗降口（車外）

4. 改訂の要点【車両等編】

(4) 鉄道：車いすスペースに関する改訂

列車編成が長い場合に1列車に2以上の車椅子スペースを設けること、車椅子スペースは、利用形態を限定せずベビーカー利用者等の多様な利用者に配慮する旨を標準的な整備内容に改訂。

車椅子利用者だけでなく、ベビーカー利用者等の増加も考慮し、利用実態に応じて車いすスペースを増設することを望ましい整備内容に追加。

第1章 鉄軌道

1. 通勤型（短距離）鉄道・地下鉄 ⑤車椅子スペース
2. 都市間鉄道 ③車椅子スペースと座席
4. 軌道車両・低床式軌道車両（2）低床式軌道車両
①車内通路、車椅子スペース、トイレ

(5) 鉄道：案内表示の表示内容・表示方法に関する改訂

次駅での乗換情報や開くドアの方向、状況に応じた表示内容の選択等の表示方法の記載を標準的な整備内容に追加。

1. 通勤型（短距離）鉄道・地下鉄 ⑧案内表示及び放送（車内）
2. 都市間鉄道 ⑧案内表示及び放送（車内）

4. 改訂の要点【車両等編】

(6) 鉄道：その他の鉄道の記載の追加

改訂前のガイドラインの区分に該当しない鉄道車両の設備のデザインは、「通勤型（短距離）鉄道・地下鉄」等に準ずることを「その他の鉄道」として項目を追加。

第1章 鉄軌道
5. その他の鉄道

(7) バス：都市内路線バスの車椅子スペースに関する改訂

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、都市内路線バスの車いすスペースにおける、車椅子固定装置や、車椅子スペースに設置する跳ね上げ式座席、車椅子スペースの表示に関する記述を望ましい整備内容に追加。

第2章 バス
1. 都市内路線バス ④車椅子スペース

(8) バス：都市間路線バスの乗降用リフトの標準的な整備内容の追加

都市間路線バスで床の高いタイプの車両におけるバリアフリー化を図るべく、乗降用リフトの標準的な整備内容を追加。

第2章 バス
2. 都市間路線バス ③乗降用リフト

4. 改訂の要点【車両等編】

(9) タクシー: UDタクシー記載内容の改訂

国土交通省のこれまでの調査・検討結果を踏まえ、乗降口高さ、車椅子対応室内高、スロープ幅、スロープ耐荷重等の内容の改訂。

第3章 タクシー

1. 車椅子等対応 (3) ユニバーサルデザインタクシー

(10) タクシー: 乗合タクシーの記載の追加

国土交通省のこれまでの調査・検討結果を踏まえ、乗合タクシー車両の基本的な標準仕様を新たに追加。

第3章 タクシー

1. 車椅子等対応 (4) 乗合タクシー

(11) 航空: トイレの記載の追加

現行ガイドラインでは、通路が2以上の航空機のみを対象としていたトイレの記載について、通路が1かつ客席数60以上の航空機を対象として、車いす使用者が利用可能なトイレに関する記載を追加。

第4章 航空機

ガイドラインに係る連絡先

○本省：国土交通省総合政策局

安心生活政策課交通バリアフリー政策室

TEL:03-5253-8306

○中国運輸局

・交通環境部消費者行政・情報課 TEL:082-228-3499

・鉄軌道関係：鉄道部計画課 TEL:082-228-8797

・バス関係：自動車交通部旅客第一課 TEL:082-228-3436

・タクシー関係：自動車交通部旅客第二課 TEL:082-228-3450

・旅客船関係：海事振興部旅客課 TEL:082-228-3679

・旅客船ターミナル関係：中国運輸局海事振興部

中国地方整備局港湾空港部

・航空機関係：大阪航空局

・空港ターミナル関係：各空港事務所

おわりに

バリアフリー整備ガイドラインの改訂にあたっては、その策定プロセスにおいて、関係者の参画する検討会の場で議論を行い、また、広く国民からの意見を取り入れるためにパブリックコメント手続きを経ることなどにより、多くの関係者等のご意見を踏まえつつ、これまでの公共交通のバリアフリー化の進展を考慮し、より多くの知見を取り込んだものとなるよう努めました。

今後とも、公共交通事業者等の皆様のご理解・ご協力を頂き、バリアフリー法に基づく各種施策や本整備ガイドラインに沿った旅客施設や車両等が整備されていくことによって、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共交通機関のバリアフリー化がより一層進展していくことを期待します。